

広島県告示第六百三十七号

令和四年広島県告示第七百十二号（公共測量の実施）に係る公共測量について、次のとおり変更した旨、広島県知事から通知があった。

令和五年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

（変更前） 公共測量（航空レーザ測量）

（変更後） 公共測量（航空レーザ測量、航空写真測量）

二 作業期間

（変更前） 令和四年八月三十一日から令和五年三月三十一日まで

（変更後） 令和四年八月三十一日から令和五年六月三十日まで

三 作業地域

東広島市、竹原市、豊田郡大崎上島町